

地域防災計画（原子力災害対策編）見直しの進め方について

平成27年11月6日
福島県原子力安全対策課

1. これまでの見直し

- (1) ステップ1（平成24年11月29日 防災会議了承）
初動対応を中心とした見直し
- ・重点区域の拡大（6町から暫定的に13市町村全域に拡大）
 - ・通報連絡の強化
（従来の防災行政無線等に加え緊急時連絡網システム及び衛星携帯電話を整備）
 - ・県災害対策本部体制の強化（複合災害時の対応強化として新たに原子力班を設置）
- (2) ステップ2（平成25年3月26日 防災会議了承）
原子力災害対策指針の改正を踏まえた見直し
- ・即時避難区域等の設定（発電所から概ね5km圏内：PAZ）
 - ・緊急時活動レベル（EAL）に応じた防護措置の実施
（3区分により実施：警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）
 - ・放射線等実測値による防護対策基準（OIL）の設定
- (3) ステップ3（平成26年2月13日 防災会議了承）
原子力災害対策指針の改正を踏まえた見直し
- ・緊急時モニタリング体制の強化（県が緊急時モニタリングセンターの設置支援）
 - ・モニタリング測定対象区域を拡大（10km圏内から全県に拡大）
 - ・モニタリング実施体制の拡充（迅速化を図るため各実施機関において測定分析を実施）
- (4) 時点修正（平成27年2月12日 防災会議了承）
県及び関係機関の組織改編等に伴う修正

2. ステップ4の進め方（※平成27年度）

原子力災害対策指針の改正（平成27年4月22日付）を踏まえた見直しについて、以下のとおり実施するものとする。

○見直しのスケジュール（案）

11月6日	原子力防災部会（素案の提示）
11月上旬～12月上旬	パブリックコメント・関係機関照会 （意見集約及び計画への反映）
平成28年1月以降	福島県防災会議へ報告